			B〇六地点（X＝マイナス六七六九メートル、Y＝マイナス一・七六九メートル、B〇七地点（X＝マイナス六七六九・八三九メートル、Y＝マイナス一九六二八・四〇七メートル）、B〇八地点（X＝マイナス六七七〇五・一六七メートル、Y＝マイナス一九六二・三七メートル）、B〇九地点（X＝マイナス六七七二〇・二六一メートル、Y＝マイナス一九六二・六七メートル）、B一〇地点（X＝マイナス六七六九・八七一メートル、Y＝マイナス六七六八・一四一メートル）、B一一地点（X＝マイナス六七六九・四一〇メートル、Y＝マイナス六七六八・五九〇メートル）、B一二地点（X＝マイナス六七六八・一八七メートル、Y＝マイナス六七七〇・九六一メートル）、B一三地点（X＝マイナス六七七一・一八七メートル、Y＝マイナス六七七〇・五〇四メートル）、B一四地点（X＝マイナス六七七一・八二七メートル、Y＝マイナス六七七一・七四二メートル）、B一五地点（X＝マイナス六七七二・一九五四九メートル、Y＝マイナス六七七一・七〇メートル）、B一六地点（X＝マイナス六七七二・二八六メートル、Y＝マイナス六七七〇・六〇〇メートル）、B一九地点（X＝マイナス六七七〇・六四五メートル、Y＝マイナス六七七〇・八四〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
			備考　地域に関する実測図を愛知県教育委員会及び犬山市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄				下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	名称	
ピリカノカ九度山（クトゥンヌプリ）黄金山（ピンネタイオルシペ）	平成二十一年文部科学省告示第百十四号	北海道枝幸郡枝幸町目梨泊同　浜頓別町斜内	第三二三二林班い林小班、同イ林小班、同ニ林小班第一〇九六林班い林小班、同イ林小班	ピリカノカ九度山（クトゥンヌプリ）黄金山（ピンネタイオルシペ）神威岬（カムイエトゥ）	

○文部科学省告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝及び天然記念物に地域を追加して指定するとともに、一部地域の指定を解除して同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
三波川（サクラ）	昭和十二年文部省告示第二百十二号	群馬県藤岡市三波川字久々沢、月吉、大奈良	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とする一地点（X＝一八三一二・六四〇メートル、Y＝マイナス七三〇七六・七五八メートル）、二地点（X＝一八三一七・六九六メートル、Y＝マイナス七三〇四二・一五〇メートル）、三地点（X＝一八三二〇・〇四四メートル、Y＝マイナス七三〇二三・四九二メートル）、四地点（X＝一八三一八・四五六メートル、Y＝マイナス七三〇一五・七〇七メートル）、五地点（X＝一八三一〇・九五一メートル、Y＝マイナス七三〇三三・〇八一メートル）、六地点（X＝一八二九二・三六五メートル、Y＝マイナス七二九九六・三八〇メートル）、七地点（X＝一八二四四・四〇八メートル、Y＝マイナス七二九九一・六六三メートル）、八地点（X＝一八一八八・〇七五メートル、Y＝マイナス七二九八八・八三二メートル）、九地点（X＝一八一七八・六九四メートル、Y＝マイナス七三〇二・二九三メートル）、一〇地点（X＝一八一七五・〇二九メートル、Y＝マイナス七三〇〇五・三八六メートル）、一一地点（X＝一八一七五・六一〇メートル、Y＝マイナス七三〇三二・一一六メートル）、一二地点（X＝一八一六八・九五一メートル、Y＝マイナス七三〇五一・八六二メートル）、一三地点（X＝一八一五七・三一七メートル、Y＝マイナス七三〇八四・三三四メートル）、一四地点（X＝一八一五四・二六五メートル、Y＝マイナス七三一〇五・二八五メートル）、一五地点（X＝一八一五三・六三六メートル、Y＝マイナス七三一二六・六九メートル）、一六地点（X＝一八一六〇・〇一八メート